

官民、超国家空間で協調を

～ ネット社会に新秩序～ 国際的統治、NPO も力に

林 敏彦

【Abstract】

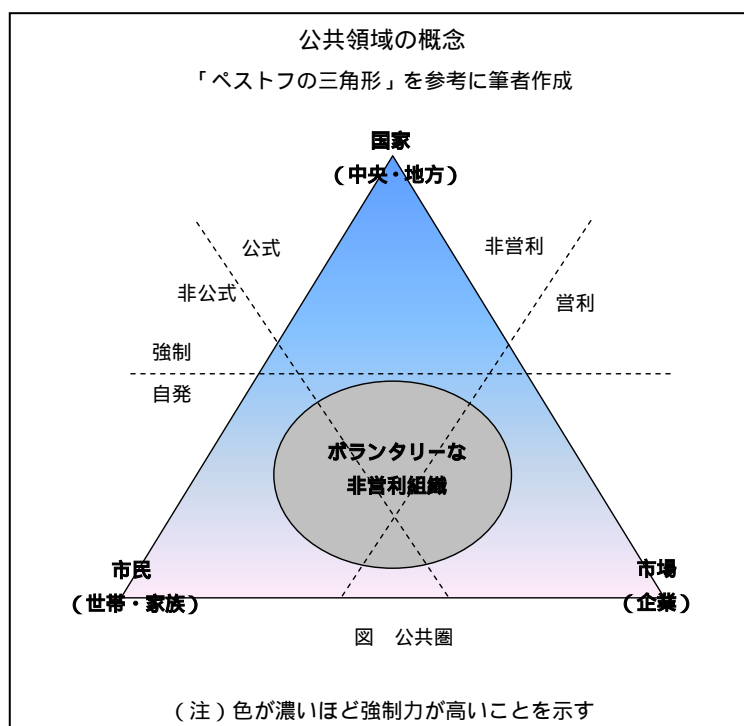
情報通信技術の飛躍的な発達に伴い、インターネット社会の公共性が大きく問われつつある。主権国家の枠を超えたサイバー空間では、各国政府や非営利組織（NPO）などが協力してはじめて公共性は確保できる。この協調を通じ国際的統治の新たな秩序づくりも可能になる。

国家と市民と市場の領域で

近年、日本でも公共性の概念の本質を問い直そうと政治学、経済学、社会学、哲学、文化などの面から総合的な研究が進んでいる。その柱は、これまで国家あるいは官が独占していた「公共性」の民間開放とでも言うべき問題意識である。

公共性が求められる活動領域を公共領域と呼んだうえで、その概略を理解するには以下に示した三角図が有益である。この三角形の各頂点は（国内問題に限定して）国家の原理、市民の原理、市場の原理を表している。頂点から遠くなるにつれてそれぞれの原理が薄まることがイメージされている。明確に位置は示せないが、原理と原理の間には分界線が存在する。「市民」の頂点から遠ざかるにつれて非公式性

から公式性に軸足が移り「市場」の頂点から離れると営利性から非



営利性へと移って行く。

このなかで公共の原理を最も強く体現したのが国家である。国家は法治主義に基づく公式の存在で、非営利に運営され、徴税権や警察力など強制力をもつ。従来日本で強く意識されてきた公私の区別は、公 = 国家、私 = 私人・私企業というものであった。しかし、私人や私企業も社会の構成員なので市民や企業市民という公共領域に存在している。国家の頂点から下に向かって色が薄くなるのは、公共的な強制力が弱まることを示す。

中間の領域には、公式・非公式な形で自発的な活動を行う NPO、非政府組織 (NGO) などや個人が存在する。ボランティア、地方自治への住民の参加、裁判員制度など、いま日本で起きている変化は、中間領域の拡大あるいは公共性の民間への開放と言ってよい。

こうした整理を踏まえ情報関連分野の公共性を考えてみよう。敵対的買収劇で話題となった放送については、現在放送法が「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と規定している。基本的に放送局には放送番組編成の自由が認められ、この面での法による介入には、災害放送の義務などがある。また、一般的に、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的な公平性、真実の放送、多面的な角度からの放送なども規定されている。

しばしばこうした意味の放送の公共性は「公共の電波 (周波数帯域)」を利用するために発生すると言われる。反面、電波を利用するにもかかわらず携帯電話サービスの場合は利用者間の相対の通信と見なされ、コンテンツ規制が存在しない。双方を併せ考えると、公共性の源泉は「公衆への送信」にあると言うのが筋だろう。

大規模テレビ局でさえ年間約 3 億円という低額の電波利用料は、そうした意味で公共性を担うことに基づくのだろう。もっとも、それは放送産業の過去 30 年間の平均的な総資本営業利益率を 5.3% (全産業では 2.6%) に高めるのに貢献したとしか思えないが。

通信と放送の融合においても、公共性の根拠は不特定多数の受信者に対する社会的影響力にこそ求められるべきであろう。

ICANN など先がけ的な例に

さらに、21 世紀文明の行方を左右するインターネット社会についてはどうか。国内的対応として、すでに著作権、個人情報保護などについて日本でもある程度の法整備が進み「電子情報の窃盗」の概念も構想されつつある。これらはネット空間に対する国家原理に基づく働きかけである。他方、市場原理に基づきセキュリティー保護ソフトなど多様な財・サービスが提供されている。

しかし、国家主権の枠組みを超えた、強制力の及ばないネット空間で公共性を確保するには、新しい仕組みが必要である。もともと権力構造としてのガバメント（世界政府）なき国際社会には、先の三角図における国家原理の頂点が欠如している。つまり、そこでは民間に無限の可能性が広がっているととも考えられる。例を見てみよう。

一つ目は、ネット上のドメイン名などを管理する I C A N N (アイキャン) という組織である。「com」「jp」といったドメイン名などは、ネット上の組織や個人の住所を表し、重複が生じないよう管理されなければならない。その管理を国際的に行っているのが民間非営利の I C A N N である。

米カリフォルニア州に事務局を置き、世界中からボランティアとして参加するメンバーなどが理事会のもと委員会や評議会、部会などで作業している。この I C A N N の勧告に国際条約のような強制力はない。しかし、ドメイン名などの混乱による通信障害の防止といった大きな公益の故に、あらゆる国の組織や個人が I C A N N のルールに自発的に従っている。

この組織が運営費用をまかなうためにドメイン名の使用にあたって手数料を徴収している。組織の趣旨からみてどこまで許されるか疑問との声もあるが、事実上国境を超えた課税権を手にしつつあると言えなくもない。国際的中間組織が一步世界政府の原理に近づいているのである。

二つ目は、ネットの技術標準を定めている I E T F (インターネット技術タスクフォース) である。この組織も世界中からのボランティアなどの集まりで、I P (インターネットプロトコル) やウェブサイト用・電子メール用の技術標準などを提案してきた。それに則したソフトで日々無数の電子メールが地球のネットワーク空間を飛び交っている。

多くの先進国が参加せずに成立

主権国家がメンバーの国連の場合、合意事項は条約として国際法上一定の拘束力をもつ。その国連の下部組織としてジュネーブに本拠を置く I T U (国際電気通信連合) がある。ここも世界の情報通信普及のために、国際的な電波の周波数の割り当て、標準の設定や普及・啓発活動を行っている。

この I T U で最近ネット社会の公共性を象徴する注目すべき事件が起きた。デジタル機器の普及については、先進国と発展途上国の間に大きなデジタルデバイド（情報格差）が存在する。そこで、デバイドを解消するために、先進国から途上国に資金提供する仕組み（デジタル連帯基金と呼ばれる）が構想された。

しかし、この構想に多くの先進国が難色を示したため、結局は、ほとんどの先進国をバイパス

し、パリ、リヨンといった都市など自治体を主な参加単位とする自発的な基金が成立した（仏など一部の国も参加）。自治体などが、独自の財源も活用しつつ基金に資金を充当する仕組みだ。最近スタートしたばかりで課題もあるが、国際的規模で中間領域の公共性を実現する枠組みとして注目される。

日本でも民間の発想でアジア諸国のデジタル通信の発展を支援する基金が生まれてよいだろう。

このように、ブロードバンド通信や電子アドレスなどを最大限活用するユビキタス社会の公共性は、国家原理に基づく国内法や国際条約だけでなく、市民原理に基づくセキュリティーなどの多様な対応によってのみ担保される。

基本的に国家権力の及ばないサイバー空間においては、民間に開放された公共性の領域が広大であり、そこでは国際的なNPO・NGOが公共性の最も重要な後見人役を務め続けるに違いない。主権国家は国際社会におけるプレーヤーとして、こうした組織との連携により公共性の確保を目指しつつ、21世紀のグローバル統治の新秩序を構想すべきではないだろうか。